(参考)

在外教育施設国際交流ディレクターの 派遣について

文部科学省初等中等教育局国際教育課

1 国際交流ディレクター派遣の趣旨

今日、世界には、82校の日本人学校及び186校の補習授業校があります。

これらの在外教育施設では、海外に在留する日本人の子どもに対し、国内の学校教育に 準じた教育を実施していますが、国際化の風潮により、ただ日本の勉強をするだけでなく、 現地の言葉や歴史、地理など現地事情に関わる指導を取り入れたり、現地校と協力するこ とにより、現地の子どもたちとの交流を積極的に進めるようになっています。

このようなことから、文部科学省では、平成2年度から在外教育施設を拠点として、国際交流に関する事案の企画及び実施について総合調整し、並びに調査及び指導、助言にあたるため、国際交流ディレクターを派遣しています。

在外教育施設における国際交流活動については、従来から現地の実状に応じて推進されているところですが、更に体系的・継続的な実施に向けて、国際交流ディレクターの活躍に大きな期待が寄せられています。

2 国際交流ディレクターの派遣

(1)国際交流ディレクターの派遣

在外教育施設国際交流ディレクター派遣規則に基づき、必要と認める在外教育施設に対し、国際交流ディレクターを派遣しています。今日まで、ジャカルタ、シンガポール、ソウル、香港、上海、クアラルンプール、ニューヨーク、シカゴ、サンパウロ、メキシコ、デュッセルドルフ、ブラッセル、フランクフルト、プラハ、ドバイ、カイロ及びナイロビの17校に派遣しました。

(2)国際交流ディレクターの派遣期間 原則として3年間とします。

3 国際交流ディレクターの職務内容

在外教育施設における国際交流に関する活動は、 学校の校務として教育計画に位置付けて実施する分野 学校運営委員会が主催して実施する分野

に整理することができます。

このような各分野における国際交流に関する活動は、児童生徒の国際性の涵養や現地社会への貢献・協力などの観点から、体系的・系統的に推進することが必要であり、国際交流ディレクターが、中核的な役割を果たします。

国際交流ディレクターは、所属する在外教育施設の実情に応じて、学校運営委員会又は 在外教育施設の校長の監督の下で、現地関係諸機関や校長と密接な連携を図りながら、在 外教育施設における教育・文化・スポーツを通じた国際交流に関する事業の企画及び実施 について総合調整し、また、必要に応じ調査、指導、助言又は協力を行うものとしていま す。 その具体的な内容は、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階と特性を十分考慮して、次のような事項に配慮しながら適切に企画立案する必要があります。

(1)児童生徒に対する学校の教育計画に位置付けた現地理解に係る指導の推進に関すること。

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間並びに課外活動における現地 理解に関する指導の年間計画、指導内容等の取扱いに関し校長に協力すること。

現地理解のための児童生徒用教材(副読本、掛図等)の作成に必要な現地等の地理、歴史、社会、文化等の情報資料を収集・整理し、教員に提供すること。

(2)児童生徒に対する学校の教育計画に位置付けて実施される現地社会との教育・文化・スポーツを通じた交流活動の推進に関すること。

現地校、国際学校、その他教育・文化団体等との交流活動を支援すること。 社会科見学、社会貢献活動などの校外活動を支援すること。

(3)学校運営委員会が主催する在外教育施設における教育文化機能の地域への提供や現地社会に対する貢献・協力の推進に関すること。

日本の教育・文化・スポーツについての講演会・講習会等の開催を企画すること。

現地の人々を対象とする日本語教室の開設、日本語教育の支援について企画すること。

学校教育に支障のない範囲で、現地の人々に対する学校施設開放事業を企画すること

日本人会等と連携を図った現地社会に対するボランティア活動を企画すること。

なお、これらの内容については、既に実施している在外教育施設もありますが、国際交流ディレクターの配置は、その活動を一層計画的、組織的、継続的に推進し、真に国際交流等の成果があることを主眼としています。

4 国際交流ディレクターの身分

- (1)国際交流ディレクターは、文部科学大臣の委嘱に基づき、在外教育施設の学校運営 委員会又は在外教育施設所属の職員となることとしています。
- (2)国際交流ディレクターが派遣期間中も引き続き民間団体等に所属している場合、その派遣期間中の民間団体での身分の取扱い(出張、休暇等)は、その所属長が定めるところによります。

5 国際交流ディレクターの勤務条件

(1)服務·勤務時間等

国際交流ディレクターは、学校運営委員会又は在外教育施設の校長の監督の下で、誠

実にその職務を遂行するものとし、その場合、その能力を生かし自ら進んで職責を果たすべきものであると考えています。さらに、国際交流ディレクターは、勤務時間内のみでは、仕事を処理できないという側面もあります。このような職務の特殊性から、現地の労働法制に抵触しない限り、勤務時間、休日及び休暇の制度は適用しないものとしています。

ただし、実際上の必要を考慮し、学校運営委員長又は学校長は、国際交流ディレクターの職務遂行の目安となる「執務の時間」(通常、勤務している時間(教職員の勤務時間に準ずる時間))を定めることとしています。

(2)執務の場所

国際交流ディレクターの執務の場所は、学校運営委員会又は在外教育施設の校長が指定するところとしています。その場所は、日本人学校の校舎内が適当であると考えられます。

(3)処遇

ア 国際交流ディレクターには、派遣教員に準じて在勤手当を支給します。

また、派遣教員の国内給与に相当するものとして委嘱手当を支給します(所属の 民間団体等から派遣期間中も給与が出る場合を除く)。

- イ 国際交流ディレクターの一時帰国、派遣前健康診断、医療給付については、派遣 教員に準じます。
- ウ 国際交流ディレクターが職務を行うために要する費用(出張旅費等)は、派遣教員に準じ、学校運営委員会が負担し、支給します。

(4)定期報告

国際交流ディレクターについては、派遣教員に準じ、その活動状況に関し、定期報告(報告者は国際交流ディレクター及び学校運営委員会委員長又は学校長)をすることとしています。

6 国際交流ディレクターの資格

国際交流ディレクターの資格要件は次のとおりです。

- ア 派遣時の年齢が原則として30歳以上60歳未満であること。
- イ 国際交流の企画・実施に関する能力・適性を有すること(リーダーシップ、海外在 留経験、語学力、日本文化への造詣など。)
- ウ 国内の教育事情、学校運営に関する識見を有すること。
- エ 同伴家族とも心身ともに健康であり、長期間の海外生活に耐えうること。